

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（419））
2. 日時：平成29年10月11日 10時00分～12時15分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、義崎管理官補佐、皆川保安規定係長、日南川安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官

（火災対策室）

三浦室長

事業者：

日本原子力発電株式会社：開発計画室 室長代理（他12名）

中部電力株式会社：原子力本部 原子力土建部 調査計画グループ 担当

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力発電運営チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 原子力運営グループ 副長

電源開発株式会社：原子力調査室 技術基盤タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、『東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』における、東海第二発電所の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準への対応のうち「1.0 重大事故等対策における共通事項」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - 可搬型設備用軽油タンクの浮き上がりに対する設計対応方針を示すこと。また、可搬型設備用軽油タンク周辺及びタンクローリーの駐車スペース、さらに、コンクリート床板の対策有無、タンクの設計を踏まえて、高低差がある場合の給油ホース取り外し時の漏えい対策を含む給油手順が成立することを整理して提示すること。
 - 東海発電所の建屋埋設部の評価について、通行影響の有無を判定している評価内容を補足し提示すること
 - 路盤補強等の実施対象構造物について、地下水位見直し後に31基から25基となっていることについて、その理由がわかるよう補足し提示すること。
 - 保管場所のうち保管エリア以外の場所（床板の無い場所）をアクセスルートに設定し、地震による影響を受けないルートとして考慮している考え方について整理して提示すること。[名倉1]

- 高台浸出面と観測記録の差分55cmについては、事業者が仮定として設定した値であることが分かるように記載を追加すること。
- 敷地内の地下水位の設定における周辺領域の状況の検討について、評価の目的、概要を冒頭に整理して提示すること。
- 軽油移送配管の系統分離について整理して提示すること。
- 西側淡水貯水設備から原子炉建屋までのトンネル内のケーブル等について、系統分離されていること及び地下格納槽のイメージ図との関係が分かるよう工夫し提示すること。
- 地下格納槽のイメージ図をより詳細化し、各ラインの対応関係を正確に記載すること。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 可搬型重大事故等対処設備 保管場所及びアクセスルートについて 審査会合における指摘事項の回答
- ・ 東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について
- ・ 東海第二 審査会合指摘事項に対する回答整理表（技術的能力1.0.2（アクセスルート））